

桑名防火協会会則

昭和 46 年 5 月 27 日制定

第 1 条 本会は桑名防火協会と称する。

第 2 条 本会の事務局は桑名市消防本部に置く。

第 3 条 本会は防火思想の普及宣伝及び消防法に定める防火対象物の火災予防を推進し、防火施設の適正を図り、あわせて産業の発展と住民の福祉に寄与することを目的とする。

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 防火思想の普及徹底
- (2) 防火管理に関する研究及び推進対策
- (3) 自衛消防隊及び警備体制の研究
- (4) 火災予防事業に対する研究
- (5) その他本会の目的達成に必要な事項

第 5 条 本会は消防法に定める防火対象物の関係者の中から、本会の趣旨に賛成するものをもって組織する。

第 6 条 本会に次の役員を置く。

役員名	人員
会 長	1 名
副 会 長	6 名以内
常 任 理 事	若干名
理 事	若干名
監 事	2 名

第 7 条 理事及び監事は総会において選任する。

2 会長、副会長及び常任理事は理事の互選によって選任する。

第 8 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 役員は任期満了したときにおいても後任者が就任するまでの間は、なおその職にあるものとする。

3 補欠により選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

第 9 条 本会に相談役を置くことができる。

- (1) 相談役は会長経験者とし、理事会の承認を経て会長が指名する。
- (2) 相談役は、常任理事会及び理事会等に出席し、本会の運営に対し適切な指導、助言を行うことができる。

第 10 条 会長は本会を代表して会務を統理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
- 3 常任理事は会務を掌理する。
- 4 理事は会務を審議する。
- 5 監事は本会の業務及び財産の状況を監査する。

第11条 本会に顧問、参与並びに幹事を置くことができる。

- 2 顧問、参与並びに幹事は理事会の承認を経て会長がこれを委嘱する。
 - (1) 顧問は会長の諮問に応ずる。
 - (2) 参与は本会の事務に参加する。
 - (3) 幹事は会員との連絡にあたる。

第12条 本会に職員（書記）を置くことができる。

- 2 職員は、会長がこれを任免または委嘱する

第13条 本会の会議は総会、常任理事会及び理事会とする。

- (1) 総会は、毎年1回定期に開催しなければならない。
- (2) 常任理事会及び理事会は、必要に応じて会長が招集する。
- (3) 会則の改正及び事業計画の決定は総会の決議を経なければならない。
- (4) 議事は出席者の過半数をもって決め、可否同数のときは議長がこれを決める。

第14条 本会の経費は会費及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

第15条 本会の会費は年額1口1,000円とし、防火対象物の規模に応じそれぞれ増口するものとする。ただし、必要がある場合は、理事会の決議により臨時徴収することができる。

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日におわる。

- 2 経費に余剰金を生じた場合は翌年度に繰り越すものとする。

第17条 本会に次の帳簿を備えなければならない。

- (1) 会員名簿
- (2) 現金出納簿
- (3) 会議記録簿

第18条 この会則の施行に関し必要な事項は理事会の承認を経て定める。

附 則

- (1) この会則は昭和46年5月27日から施行する。
- (2) 桑名市防火協力会会則（昭和27年3月7日施行）は廃止する。

附 則

この会則は昭和47年4月21日から施行する。

附 則

この会則は昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この会則は昭和 55 年 5 月 13 日から施行する。

附 則

この会則は平成 3 年 4 月 24 日から施行する。

附 則

この会則は平成 15 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この会則は平成 19 年 5 月 2 日から施行する。

附 則

この会則は令和 4 年 5 月 18 日から施行する。